

平成 24 年度

第三期

一級建築士定期講習
二級建築士定期講習
木造建築士定期講習

神奈川受講案内

登録講習機関

財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成 20 年 11 月 28 日 登録番号：第 1 号

平成 20 年 11 月 28 日に施行された新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受けることが義務付けられています。なお、施行日以降に建築士試験に合格した方で建築士事務所に所属した建築士の方は、その合格日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 3 年以内に建築士定期講習を受ければよいこととなります。

§ 1. 講習案内

1-1. 受講申込関係書類の配布・受付期間

- (1) 配布・受付期間 平成 24 年 10 月 31 日（水）まで（土日、祝祭日は除く。）
- (2) 配布・受付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
- (3) 配布・受付場所 社団法人 神奈川県建築士会

■ 受講申込書の配布及び受付に係る注意事項

- ◎受講申込書関係書類は(財)建築技術教育普及センターホームページ http://www.jaeic.jp/k_teiki-form_download_h24.htm からダウンロードも可能です。その際のお申込方法は受講要領をよくお読みください。(不備がある場合は受付できません。)
- ◎申込書の配布部数が予定数に達した場合や受講申込者数が定員に達した場合は、配布や受付期間中であっても配布及び受付を終了します。
- ◎申込書の配布及び申込受付を終了した団体名等は、財団法人建築技術教育普及センター（以下普及センターという）ホームページでお知らせいたします。
- ◎申込書は受講日により異なります。また、郵送配布はいたしません。
- ◎郵送による申込みも可。但し **10 月 24 日（水）の消印まで有効。** **2-3. (2) 参照**

1-2. 受講手数料(テキスト代を含む)

12,900円（消費税を含む）。

- (1) 受講手数料は所定の振込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付して下さい。(振込手数料は受講者負担となります)
- (2) 一旦納付された受講手数料は、普及センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還されません。
- (3) 受講申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還いたします。
- (4) 講習テキストは講習日当日に会場で配布します。

1-3. 講習日及び講習会場

- (1) 講習日 平成 24 年 11 月 27 日（火）
- (2) 講習会場 関内新井ホール
- (3) 定員 250 名

1-4. 講習の構成

- (1) 講習は 1 日で実施し、テキストを使用した講義(5 時間)と修了考査(1 時間)の構成になります。なお、講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。また、講師による講義を原則としていますが、DVD による講義となる場合があります。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- (4) 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、受講を希望する講習地の各団体の受講案内により必ず確認して下さい。(講義及び修了考査の時間の変更はありません。)

■講習の時間割

項目	内容		時間
受講説明	・講習概要の説明、注意事項の説明		20分
講義	・建築物の建築に関する法令に関する科目		5時間
	・設計及び工事監理に関する科目		
修了審査 (テキスト参照)	一級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	40問、正誤方式
	二級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物（法3条に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	35問、正誤方式
	木造建築士	・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物（法3条及び3条の2に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	30問、正誤方式

1-5. 修了者の発表

- (1) 講習修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、講習を実施した各団体及び普及センター各支部で行うとともに、普及センターホームページに掲載します。
- (4) 修了審査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に各団体及び普及センター各支部で行うとともに、普及センターホームページに掲載します。

§2. 受講申込み

2-1. 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士として登録している方

2-2. 受講申込みに必要な書類 (1) ~ (5) または (6)

- (1) 受講申込書(所定の用紙) (※平成23年度以前の受講申込書は使用できません)
- (2) 写真2枚
無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)で、受講申込み締切日を起算日として6カ月以内に撮影したもの。写真の裏面に講習地の都道府県名、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (3) 振替払込受付証明書(お客さま用)
所定の払込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される受付附印のある「**振替払込受付証明書(お客さま用)**」を受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (4) 受講票返送用封筒(長3サイズ) (窓口申込みの場合も必要)
宛先を明記し、80円切手を貼って下さい。
- (5) 建築士免許証(免許証明書)の写し(B5サイズに縮小し貼付して下さい。)
 - ①一級建築士、二級建築士又は木造建築士の方は、それぞれ一級建築士、二級建築士又は木造建築士免許証及び免許証明書の写しが必要となります。
 - ②建築士免許証(免許証明書)を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、登録証明書等でも可とします。
 - ③建築士免許証明書(携帯型)をお持ちの方は、B5サイズの用紙にコピーしたものを貼付して下さい。
- (6) 前回受講の修了証の写し(B5サイズに縮小し貼付して下さい。)
前回受講した普及センター主催講習「建築士定期講習」の修了証番号を記入のうえ、前回の修了証の写しを貼付された方は、修了証に表示されている建築士資格の建築士免許証等の写しの貼付を省略できます。但し、前回受講後に取得した建築士資格の免許証の写しは必ず貼付して下さい。

■複数の建築士免許又は免許証明書を有する方への案内

複数(一級、二級又は木造)の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定されたそれぞれの建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付されます。
(*複数の建築士免許を有している一級建築士の方で、二級又は木造建築士免許証の提出がない場合は、当該建築士定期講習の受講とは扱われず、当該資格の建築士名簿に受講履歴の登録がされません。講習修了後、都道府県指定登録機関で受講申込をされなかった二級又は木造建築士の受講履歴の登録をして下さい。また、複数の建築士免許を有している二級建築士の方で、木造建築士免許証の提出がない場合も、同様の手続きをして下さい。)

※複数の建築士免許証(免許証明書)を提出された場合であっても、受講手数料は12,900円(消費税を含む)となります。

2-3. 受講申込方法

(1) 受付会場での受講申込み

受講申込書関係書類と同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、(社)神奈川県建築士会に持参して下さい。

(受講申込書関係書類の記入内容の確認を行いますので、本人がご持参下さい。)

(2) 郵送による受講申込み

①受講申込書関係書類と同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、(社)神奈川県建築士会へ**簡易書留郵便**にて送付して下さい。

②郵送による受講申込みは **10月24日(水)の消印まで有効**。

(3) 受講申込みに関する注意事項

①講習会の受付は申込順とし、定員になり次第受付を終了します。

②受講手数料の振込みをしたにもかかわらず、受講申込者数が定員に達したために受講申込ができなかった場合には、次回の講習(同一団体が受付を行う講習に限ります。)を優先的に受講申込できます。また、受講申込ができなかった「振替払込受付証明書(お客さま用)」は、次回の申込み(今年度中に実施する講習に限ります。)に、そのまま使用できます。

③受講申込書等における記載内容の不備なもの(申込者氏名が自署でないもの等)及び必要書類のそろっていないものは受付できません。

④**婚姻等の理由で、証明書等の氏名が変更になっている場合には、戸籍抄本等(謄本、個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。)**氏名の変更が確認できる書類を受講申込書に貼付して下さい。

⑤受講申込みにより提出した書類については、受講資格なしと判定された場合を除き返還いたしません。

⑥受講に際し、車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、申込時に各団体へお申し出下さい。ただし、障害の程度、会場の都合により希望する措置を受けられない場合があります。

2-4. 受講票の発行

受講票は、受付終了後2-2.(4)の封筒にて受付期間終了後に送付いたします。

§3. 受講申込書の記入について

(1) 受講申込書本票

・年月日	受講申込書の申込年月日を記入して下さい。
・氏名(自署)	申込者本人が必ず署名して下さい。戸籍上の氏名を記入し、フリガナをカタカナで記入して下さい。
・通称名	外国人の方で修了証に通称名の記載を希望する場合は記入して下さい。フリガナをカタカナで記入して下さい。
・生年月日	年号に○を付け、生年月日を記入して下さい。
・年齢	受講申込み締切日における満年齢を記入して下さい。
・現住所	通知書等の宛名となりますので、アパート等の場合は、名称、棟番号、室番号も記入して下さい。
・緊急連絡先	書類不備等の連絡がとれる自宅及び携帯等の電話番号を記入して下さい。
・勤務先	××建設㈱○○支店△△課のように、ご本人が所属されているところを記入して下さい。
・勤務先所在地	番地まで正確に記入して下さい。また、勤務先電話番号を記入して下さい。
・建築士資格	該当する全ての建築士の番号に○をつけ、建築士免許証の登録番号、登録年月日を記入して下さい。二級及び木造建築士の方は登録都道府県名を記入して下さい。なお、北海道の方は登録支庁名を、兵庫県の方は登録機関名を登録番号の他に忘れずに記入して下さい。
・団体名	記載済みです。
・希望会場コード	記載済みです。(記載済みでない場合、講習日を記入して下さい。)
・写真欄	受講申込み締切日を起算日として6カ月以内に撮影した所定の写真を添付し、撮影年月を記入して下さい。
・建築士事務所に属していますか	建築士事務所に所属されている方は○を付けて下さい。(所属されていない方は記入不要)
・前回の修了証番号	前回受講した普及センター主催の建築士定期講習の修了証番号を記入して下さい。(該当者のみ)

(2) 整理票

講習会場で本人確認を行う際に使用します。氏名、性別、生年月日、緊急連絡先について、受講申込書本票と同様、正確に記入して下さい。また、写真欄には忘れずに顔写真を貼付して下さい。

(3) 受講票

受講時に必要になります。氏名、性別、生年月日について、受講申込書本票と同様、正確に記入して下さい。

(4) 受講手数料払込用紙

- ・所定の払込用紙を使用して下さい。
- ・払込人の郵便番号、住所、氏名を必ず記入して下さい。「払込取扱票」には、電話番号も記入して下さい。
- ・受講申込書本票の振替払込受付証明書(お客さま用)貼付欄には、ゆうちょ銀行又は郵便局の受付日附印のある「**振替払込受付証明書(お客さま用)**」を必ず貼付して下さい。

(5) 電算票

受講申込書本票と同じ内容を記入して下さい。

§ 4. 受講申込後の届出等

4-1. 受講申込書記載事項変更届

受講申込み後、住所、氏名、連絡先電話番号等、受講申込書本票に記載した内容に変更がありましたら、直ちに葉書で普及センター業務部業務第三課に連絡して下さい。その際、葉書の表には「建築士定期講習 受講申込書記載事項変更届」と朱書きし、裏面には変更の内容、受講番号、氏名、生年月日を記載のうえ送付して下さい。なお、氏名に変更があった場合は戸籍抄本（謄本、個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。）等氏名の変更が確認できる書類を添付し、封書にて送付して下さい。また、受講申込み後は受講予定の建築士講習を、他の級の建築士講習に変更できません。

4-2. 講習地・講習日の変更願い

講習地・講習日の変更は、転勤等やむを得ない事情がある場合で、かつ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、変更が可能ですので、下記の要領で申し出て下さい。

(1) 必要書類等

「講習日等の変更申請書」（指定書式がありますので、変更希望先の講習を担当する各団体に確認して下さい。）

(2) 申請の期限・申請先

指定された講習日の1週間前までに、他の都道府県・他団体への講習地の変更は変更希望先の各団体へ、同じ団体が担当する講習日の変更は申込みを行った各団体へ、FAX で「講習会場変更申請書」を送付し申し出て下さい。

4-3. 受講票の再発行

受講票を紛失した場合には、講習当日、会場で直接係員に写真が貼付されている身分証明書（運転免許証・パスポートなど）を呈示し、申し出て下さい。受講票を再発行します。

§ 5. 講習受講時における注意事項

5-1. 必ず携行するもの

① 受講票

受講票は受講中、常に必要となりますので必ず持参して下さい。受講票の無い方は講習を受けることができません。

② 筆記用具

修了考査においては、HB の黒鉛筆（シャープペンを含む。）、消しゴムが必要になります。それ以外の筆記用具（ボールペン等）を使用すると採点されません。

5-2. テキスト

講習テキストは講習日当日に会場で配布します。なお、講義で使用したテキストに限って、修了考査において参照が可能です。

5-3. 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席を確認します。また、講義時間中には離席等についても確認します。離席等の時間が一定時間を超えた場合には欠席扱いとなります。

5-4. 無線通信機器について

講習会場での携帯電話等の無線通信機器の使用は禁止されています。携行している場合には電源を切ってカバン等にしまって自己管理して下さい。なお、修了考査時に、携帯電話を使用した場合には不正行為とみなされますので注意して下さい。

5-5. 講習会場における飲食及び喫煙について

講習会場における飲食及び喫煙については会場の決まりに従って下さい。

5-6. 講習会場へのアクセスについて

講習会場及びその周辺での自家用車等の駐車については、駐車場を確保しておりませんので、公共の交通機関を利用して下さい。もし、違法駐車で警察又は会場当局等から撤去要請があった場合は、講義時間中又は修了考査時間中であっても退室し、撤去していただきます。その結果、講習を修了することができない場合もありますのでご注意下さい。

5-7. CPD について

「建築士定期講習」は、平成23年4月より建築CPD情報提供制度の対象講習として認定されます。建築CPD情報提供制度、各建築士会CPD制度、JIA CPD制度、建築設備士関係団体CPD協議会、APEC エンジニア、APEC アーキテクトの参加者は、講習会場受付にある出席者名簿にCPD参加者IDと氏名を記入し受講することで、CPD実績として自動的に登録されます。

§ 6. 個人情報の取扱いについて

- ・ 建築士定期講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録事務を行なっている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・ 収集した個人情報は、講習の情報提供などの目的で使用させていただきます。また、普及センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、普及センターホームページ (<http://www.jaeic.jp>) をご覧下さい。

問い合わせ先（平日9:30~17:00）

問合せ先	〒	所在地	電話
(財) 建築技術教育普及センター	104-0031	東京都中央区京橋 2-14-1	03(5524)3105
(社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝 5-26-20 建築会館 5 階	03(3456)2061
(社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀 2-21-6 八丁堀 NF ビル	03(3552)1281